

2026 年 4 月以降の給与計算変更点

少子化対策の財源として新たに「子ども・子育て支援金」の徴収が始まるなど、4 月以降の給与計算について変更点がいくつかあります。昇給のタイミングも重なる時期ですので、給与計算時ご注意ください。

1. 健康保険・介護保険料率の変更（3 月分保険料、4 月支給給与より変更）

□協会けんぽ

健康保険料率・・・全国的に引き下げ傾向、上がった県はなし

東京 9.91%→9.85% (△0.06%)

神奈川 9.92%→9.92% (変更なし)

千葉 9.79%→9.73% (△0.06%)

埼玉 9.76%→9.67% (△0.09%)

介護保険料率・・・1.59%→1.62% (+0.03%)

□東京都歯科健保

健康保険料率・・・9.7%→9.7% (変更なし)

介護保険料率・・・1.59%→1.5% (△0.09%)

2. 雇用保険料率の変更（4 月支給給与から変更※）

労働者負担 0.55%→0.5% （事業主負担 0.91%→0.85%）

※未締の場合、5 月支給給与より変更

3. 「子ども・子育て支援金」の徴収開始（4 月分保険料、5 月支給給与より）

支援金率 0.23%（健康保険料と同じく労使折半、従業員負担は 0.115%）

給与明細へ個別に表示する義務はありませんので、健康保険料に合算して表示でも可。

ただし、国としては制度の趣旨を踏まえ、個別記載についての理解・協力をお願いしています。

4. 交通費の変更

2026 年 3 月に JR 東日本が運賃改定しています。定期代の変更が必要な方についてご確認ください。

また、4 月以降、下記の交通費非課税限度額が変更となっています。

- ① 片道 65 km 以上の長距離区分が細分化、非課税限度額引き上げ
- ② 駐車場代月 5,000 円まで非課税扱い

5. 社会保険の扶養判定の取り扱い変更

130 万円の壁の取り扱いが変更となります。従来は年収 130 万円を超えないように、仕事や残業を控えるといった調整を行う人が多くいましたが、変更後は、労働契約上から計算した年間収入が 130 万円未満である場合は、扶養から外れない取り扱いになります。

歯科会計®

医療法人 M&A の特徴

開業してから 20 年以上が経過し、そろそろ医院承継について相談したいと考える先生が多くいらっしゃいます。親族や、勤務医、知人等で医院を承継してもらえる方がいらっしゃれば良いですが、そうではない場合、仲介業者等を通じて承継先を探していただく必要があります。仮に承継先が見つかった場合、どのような方法で承継を行うのか、2026 年歯科経営セミナーのテーマでもある、「M&A」についてまとめます。

1.M&A とは

M&A は、英語の Mergers（合併） and Acquisitions（買収） の略称で、会社や事業を買い取りたり合併させたりすることを指します。

一般的には、売り手の医療法人と買い手の医療法人が、仲介業者を通じて売買を行います。

2.医療法人の M&A の特徴

医療法人の場合、「持分」の有無によってスキームが変わります。

① 持分あり医療法人

持分とは出資持分のことで財産権とも呼ばれます。名前のとおり医療法人の財産を持つ権利で、医療法人を解散した場合、残っている財産は出資持分を持つ方のものとなります。

持分あり医療法人を売却する場合には、この出資持分を譲渡することで M & A を行います。

② 持分なし医療法人

平成 19 年 4 月以降設立の医療法人は、持分なしの医療法人となります。持分＝財産権がないということですから、医療法人を解散する際に残った財産は設立した院長先生の元には帰ってきません。ただし実際には、役員給与や役員退職金の支給によって残余財産を 0 に近づけることができるため、大きなデメリットとはなっていません。

分類	特徴	M & A の方式
持分あり医療法人	出資額に応じた払い戻し請求権あり	出資持分の譲渡（株式の譲渡に近い形）
持分なし医療法人	財産権なし	役員退職金に売買代金を上乗せする等の方法により譲渡

2026 年歯科経営セミナー申込受付中！

日時：令和 8 年 6 月 21 日（日） 13：30～16：30

場所：ステーションコンファレンス東京

内容：第一部 2026 年歯科経営のポイント

第二部 歯科医院 M&A における事例紹介 ～譲渡オーナーと M&A アドバイザーによる対談～
医療法人かしま歯科医院 理事長 鹿島 健司 先生
株式会社ストライク ヘルスケアアドバイザリー部 浅見 雄人 氏

資産承継

不動産所有者の住所等変更登記の義務化

不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地や、所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない土地が増えており、管理されず放置されるなど全国的に問題となっている状況があります。このような所有者不明土地の発生原因である相続登記の未了及び住所変更登記の未了に対応するために、令和 3 年に法律が改正され、登記が義務化されることになりました。

この中で不動産所有者の住所や氏名の変更登記の義務化については、令和 8 年 4 月 1 日より施行されています。

<住所等変更登記の義務>

不動産の所有者は住所・氏名について変更があったときは、その変更日から 2 年以内に変更の登記申請をすることが義務付けられます。

義務化の施行は令和 8 年 4 月 1 日ですが、施工日より前に住所等を変更した場合であっても、変更登記をしていない場合には義務化の対象となり、令和 10 年 3 月 31 日までに変更登記をする必要があります。

<義務違反と過料について>

正当な理由なく住所等変更登記の義務を怠った場合、5 万円以下の過料の対象となります。ただし、登記官が過料通知を行うのは、義務に違反した者に対し、相当の期間定めて義務の履行を催告したにもかかわらず、正当な理由なく、その期間内に申請・申出がされないときに限られます。突然過料の請求がくるわけではありません。

<かんたんな申し出（スマート変更登記）>

義務化の施行に伴い、かんたん・無料の**スマート変更登記**の手続が利用可能となります。「**検索用情報の申出**」の手続をすることで、住基ネットとの連携により、その後は**法務局が職権で住所変更登記をしてくれる仕組み**がスタートします。

- ① 「検索用情報の申出」は、氏名・フリガナ・住所・生年月日・メールアドレスの情報を法務局に申し出ることにより行い、法務局のシステムに記録登録されます。
- ② その後、法務局が氏名・住所等の変更情報を取得した場合に、職権で変更登記することについて、登記名義人に意思確認を行い、了解が得られた場合には職権による変更登記が行われる流れとなります。

既に所有している不動産については「検索用情報の申出」を行い、将来新たに不動産を取得する場合には、その登記と同時に申出も行うことがお勧めです。